平成23年4月13日日本玩具協会

下記について連絡致します。

## 【制度要綱第8条の検査機関の名称の変更】

ST制度要綱第8条第2項の表について、「財団法人 化学物質評価研究機構」の 名称を以下のとおり変更する。

	改定	施行日
名称変更	(改定前) 財団法人 化学物質評価研究機構  (改定後) 一般財団法人 化学物質評価研究機構	新法人登録日の平成 22 年 4月1日に遡及して適用する。

(当該検査機関より、上記の変更申出があったため。)

## 【参考】 玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱(改定)

## 【検査機関の割当】

- 第 8 条 協会は、STマーク使用許諾契約ごとに、当該STマーク使用許諾契約 に係る玩具についてのST基準適合検査を実施する指定検査機関を指定 するものとする。
  - 2. 前項の指定は、STマーク使用許諾契約の契約番号中のアルファベット に対応して下表のとおりとする。

なお、STマーク使用許諾契約者の間で合併等の事由により、一の使用 許諾契約者が複数の契約記号を有することになる場合は、協会が別に指 示するところによる。

契約番号中の	名称	連絡先
アルファベット	和 柳 	是 桁 九
A • E • M	一般財団法人 日本文化用品	〒130-8611
D • K • T	安全試験所	東京都墨田区東駒形 4-22-4
В	一般財団法人 日本文化用品	〒578-0921
	安全試験所 大阪事業所	大阪府東大阪市水走 3-6-14
$C \cdot P \cdot V$	(財)化学研究評価機構	〒111-0052
J	高分子試験・評価センター	東京都台東区柳橋 2-22-13
R	一般財団法人 化学物質評価	₹345-0043
	研究機構東京事業所	埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野 1600 番

## (付則 平成 23 年 4 月 13 日施行)

この改定(制度要綱第8条「名称の変更」の改定)は、平成22年4月1日から適用する。